

令和8年度 日向工業高校 生徒心得 (R8.4.1)

- 高校生としての自覚と誇りを持って学業に励み、有意義な高校生活が送れるよう努めること。
- 基本的なルールやマナーを身に付け、一人一人が責任を持って行動できるようになること。
- お互いの人権を尊重し合い、共に生きる学校の実現を目指すこと。

1 服装・頭髪等に関する心得

簡素で端正を旨とし、装飾品は用いず日向工業高校の生徒として品位を保つ。

(1)制服

- ① 学生服、学生ズボン、ブレザー、スカートまたはスラックス、カットシャツ、ブラウス、リボン、ネクタイ、ベスト、襟章は、学校指定のものを着用する。
- ② ブレザーを着用する生徒は、スカートとスラックスのどちらかを着用する。また、丸襟ブラウス着用時はリボン使用とし、カットシャツ着用時はネクタイ着用する。
- ③ 制服はフォーマルウエアを基調としているので、ベルトや靴下は制服に合わせフォーマルなものを着用する。
- ④ 制服の内側にセーター等を着用する場合は、制服の裾等からはみ出さないように着用する。
- ⑤ 制服のすぐ下に着るシャツ等は目立たない色を着用する。
- ⑥ 外履きはスニーカー、革靴または、レインブーツを着用する。スリッパやサンダルでの登下校はしない。
- ⑦ 靴下は、黒・紺・グレー・白の単色、ストッキングは黒またはベージュの単色を着用する。
- ⑧ 指定された制服を気候に応じて着用する。また、行事等で制服を統一する場合は、指示に従う。

(2)頭髪等

頭髪は進路達成を意識した、清潔で端正なものにする。

- パーマ・脱色・染色は行わない。
- 高校生としての品位を保ち、髭やもみあげを伸ばさない。
- 眉に手を加えない。

(3)その他

- ① ピアス、ネックレス、指輪、ミサンガ等の装飾品は付けない。
- ② 化粧やタトゥー等はしない。
- ③ 規定以外の服装を着用するときは、許可を得る。

2 生活に関する心得

- (1)午前8時25分までに登校し、午前8時30分の始業に備える。
- (2)欠席・遅刻・早退する場合は、保護者等を通して必ず先生へ届け出る。
- (3)所持品には氏名を明記する。
- (4)金銭や貴重品は常に携行し、必要に応じて先生に保管を依頼する。
- (5)高額な金銭や学習に不必要なものは、学校へ持ち込まない。
- (6)学校に不必要な機器（デジタルオーディオ・ゲーム機等）や遊具（トランプ等）を学校へ持ち込まない。
- (7)通学する際は、教科書が入るような大きさのバッグ等を使用する。

3 スマートフォン・携帯電話（パソコン、タブレットは除く）に関する心得

- (1)持ち込みは許可するが、保護者への連絡時のみ使用可能とする。なお、詳細は別途指示される使用条件等に従う。
- (2)家庭で使用時間やフィルタリングなどルールづくりを行い適切に使用する。
- (3)SNS利用については、発信者としての自覚と責任を持ち法令を遵守する。
- (4)紛失・破損等については、自己責任のもと管理する。
- (5)違法行為や誹謗中傷（いじめ）などは決して行わない。

4 校外に関する心得

(1)風紀関係

- ① 法律で禁止されている飲酒・喫煙・薬物乱用等は、決して行わない。
- ② 遊技場等、法律で禁止されている場所への立入はしない。
- ③ 深夜徘徊（午後10時～午前5時）とならないよう夜間の外出は行わない。
- ④ 友人宅等への外泊は行わない。

(2)アルバイト

- ① アルバイトは、原則行わない。ただし、長期休業中のアルバイトについては「許可願」を提出し、許可を得て行う。
- ② 進路が内定した3年生については、別途指示されるアルバイト許可条件等に従う。

5 交通に関する心得

- (1)交通法規（自転車保険加入含む）・交通マナーを遵守し、運転する人としての自覚を持ち事故防止に努める。
- (2)事故に遭った場合、加害者・被害者、重傷・軽傷に関わらず、直ちに保護者と学校及び警察署に連絡し、事故処理を優先する。
- (3)在学中は、二輪車や自動車などのすべての運転免許取得を行わない。
ただし、進路が内定した3年生については、別途指示される許可条件に従い、11月以降に自動車学校に入校する。
- (4)通学用自転車について
 - ① 自転車運転の際は、必ずヘルメットを着用する。
 - ② 手提げ使用の際は、自転車にカゴを付ける。
 - ③ 学校のステッカーを見える所に貼り、スタンド、ライト、ベル、ブレーキ、反射板、鍵（二重ロック）を装備する。
 - ④ 紛失・破損等については、自己責任のもと管理する。
 - ⑤ 電動キックボードでの登下校はしない。